

第13回教育委員会（定）

開会日時 平成28年 7月 14日（木） 午前 10時00分
閉会日時 午前 11時18分
開会場所 教育委員会室

出席者

教 育 長	中 川 修 一
委 員	高 野 佐 紀 子
委 員	青 木 義 男
委 員	松 澤 智 昭
委 員	上 野 広 治

出席事務局職員

事務局次長	寺 西 幸 雄	地域教育力担当部長	松 田 玲 子
教育総務課長	木 曾 博	学 務 課 長	三 浦 康 之
生涯学習課長	浅 賀 俊 之	地域教育力推進課長	石 橋 千 広
指導室長	栗 原 健	教育支援センター所長	新 井 陽 子
新しい学校づくり課長	佐 藤 隆 行	学校配置調整担当課長	水 野 博 史
施設整備担当副参事	荒 張 寿 典	中央図書館長	荒 井 和 子

署名委員

教育長

委 員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 おはようございます。本日は、4名の委員の出席を得ましたので、委員会は成
立いたしました。

ただいまから、平成28年第13回の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、寺西次長、松田地域教育力担当部長、木曾教育
総務課長、三浦学務課長、浅賀生涯学習課長、石橋地域教育力推進課長、栗原指
導室長、新井教育支援センター所長、佐藤新しい学校づくり課長、水野学校配置
調整担当課長、荒張施設整備担当副参事、荒井中央図書館長、以上12名でござ
います。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により、青木委員にお願いいたし
ます。

本日の委員会は、1名から傍聴申し出がなされており、会議規則第30条によ
り許可しましたので、お知らせいたします。

それでは、議事に入ります。

○議案

日程第一 議案第34号 板橋区立幼稚園教育職員の標準的な職に関する規程

日程第二 議案第35号 板橋区立幼稚園教育職員の標準職務遂行能力に関する
規程

日程第三 議案第36号 幼稚園教育職員人事評価規程

(指導室)

教 育 長 日程第一 議案第34号「板橋区立幼稚園教育職員の標準的な職に関する規
程」、日程第二 議案第35号「板橋区立幼稚園教育職員の標準職務遂行能力に
関する規程」及び日程第三 議案第36号「幼稚園教育職員人事評価規程」につ
いて一括して次長と教育長から説明願います。

次 長 議案第34号でございます。板橋区立幼稚園教育職員の標準的な職に関する規
程。

上記の議案を提出する。

平成28年7月14日。

提出者は、中川教育長でございます。

板橋区立幼稚園教育職員の標準的な職に関する規程でございます。

内容については、後ほど指導室長からご説明いたします。

提案理由でございますが、地方公務員法の改正に伴い、幼稚園教育職員の標準
的な職を定める必要があるためでございます。

続いて、議案第35号、板橋区立幼稚園教育職員の標準職務遂行能力に関する
規程。

上記の議案を提出する。

平成28年7月14日。

提出者は、中川教育長でございます。

板橋区立幼稚園教育職員の標準職務遂行能力に関する規程でございます。

提案理由は、先ほどの34号と同様でございます。

続きまして、第36号でございます。

議案第36号、幼稚園教育職員の人事評価規程。

上記の議案を提出する。

平成28年7月14日。

提出者は、中川教育長でございます。

幼稚園教育職員の人事評価規程。こちらについては、幼稚園教育職員勤務評定規程の全部改正をするものでございます。

提案理由は先ほどの34号と同様でございます。

具体的な内容について、指導室長からご説明いたします。

指導室長

それでは、まず、議案第34号からご説明させていただきます。

今、3つ挙げさせていただきましたけども、板橋区立幼稚園教育職員の標準的な職に関する規程の制定ということで、ご説明させていただきます。

繰り返しになりますが、このたび、板橋区立幼稚園教育職員の標準的な職に関する規程等を定めるのは、地方公務員法の一部改正に伴うものであります。

その改正内容として、能力及び実績に基づく人事管理の徹底があります。

これまでの勤務評定に変わり、新たに人事評価制度を導入し、これを採用や承認等の引用や、また、給与、分限、その他の人事管理の基礎とすることが規定されたものです。

人事評価の実施に当たっては、その評価の基準となる標準職務遂行能力を任命権者が定めることとされています。

標準職務遂行能力とは、職制上の段階に応じて標準的な職務を遂行する上で発揮することが求められる能力であります。この標準職務遂行能力を定めるに当たり、まずは、各職制上の段階を端的にあらわすものとして、標準的な職を定めることが任命権者に課せられています。そこで、この議案第34号でございますけれども、板橋区立幼稚園教育職員の標準的な職に関する規程についてということでございます。

資料の下の方にあります別表（第3条関係）をご覧ください。

改正後の地方公務員法では、標準的な職は職制上の段階及び職務種類ごとに定めてありますので、職務の種類は本区の給料表の種類ごとに、標準的な職はそれぞれの職制上の段階を端的に表すものとして定めて、一覧で示しております。

職制上の段階といたしましては、幼稚園の園長に属する職制上の段階は園長、同じく副園長に属する職制上の段階は副園長、主任教諭の属する職制上の段階は主任教諭、教諭の属する職制上の段階は教諭と定めさせていただいたものでございます。

次に、議案第35号の板橋区立幼稚園教育職員の標準職務遂行能力に関する規程について説明させていただきます。

資料の2ページ目になります。別表（第3条関係）をご覧ください。

職制ごとの評価の基準となる標準職務遂行能力について、先ほどの標準的な職に応じて一覧で示しております。

園長、副園長、主任教諭、教諭という標準的な職に応じた職務遂行能力を定めたものでございます。

そして、最後に、幼稚園教育職員勤務評定規程の改正について、ご説明させていただきます。

議案第36号になります。

1/3ページに新旧対照表がありますので、こちらをご覧ください。

このたび、地方公務員法の一部改正に伴い、今までの勤務評定から人事評価となったために、勤務評定を「人事評価」、そして、評定を「評価」などの文言修正を図ったものでございます。

また、この第5条の基準日は年度末から年末に区職員に合わせて改正を図るものでもございます。

なお、今回、定める訓令ですけれども、都費負担である教育職員は都が行っているため、区費負担の幼稚園教育職員のみ行うものとなっています。

このたびの規程については、今年4月1日にさかのぼって適用させていただくものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

(なし)

教 育 長 では、お諮りします。日程第一、議案第34号、日程第二、議案第35号及び日程第三、議案第36号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 では、そのように決定します。

○議案

日程第四 議案第37号 平成28年度板橋区登録文化財の諮問

(生涯学習課)

教 育 長 では、続いて日程第四、議案第37号「平成28年度板橋区登録文化財の諮問について」、地域教育力担当部長と生涯学習課長から説明願います。

地域教育力担当部長 議案第37号でございます。

平成28年度板橋区登録文化財の諮問について、議案を提出するというもので

ございます。

提出者は、板橋区教育委員会教育長、中川修一でございます。

板橋区文化財として新たに登録・指定することについて、板橋区登録文化財保護審議会へ諮問いたします。

諮問案件でございますけれども、（１）有形文化財、田中義一家文書。

（２）有形民俗文化財、西台天祖神社所蔵絵馬・扁額。

（３）記念物、四葉稻荷神社木曾御嶽塚。

提案理由でございますけれども、板橋区文化財保護条例第４条第１項に規定する登録文化財、あるいは、同条例第１３条第１項に規定する指定文化財のいずれかに該当すると思われるため、同条例第４条第２項および第１３条第３項ならびに第１９条に基づき、板橋区文化財保護審議会を諮問する必要があるというものでございます。

詳細につきましては、生涯学習課長よりご説明申し上げます。

生涯学習課長

それでは、資料１ページをご覧ください。

今回の３件は、いずれも新たな文化財の登録というものでございます。

まず、表の番号１、田中義一家文書でございます。

本件につきましては、有形文化財の歴史資料として登録させていただきます。

点数につきましては、３４９点でございます。

こちらの田中義一家につきましては、江戸時代以来、代々当地に居住してきたおうちでございます。当家の文書につきましては、江戸時代が１点、残りは明治時代～昭和時代にかけて存在してございます。

具体的には、家系に関するもの。冠婚葬祭に関するもの。そして紅梅小学校の経営に関するものや安楽寺の修繕に関するもの。また、村内の道路修理に関するものなどがございます。

これらの資料につきましては、近代の徳丸地域の歴史や民間信仰の有り様を明らかにする上で重要と考えてございます。

次に、２点目でございます。

西台天祖神社所蔵絵馬・扁額でございます。

こちらは、有形民俗文化財の信仰ということで登録をさせていただきます。

点数につきましては、絵馬が２５点、扁額９点となっております。

これら絵馬２５点のうち、明治時代に制作された絵馬は１０点、大正時代の絵馬が１点、残り１４点につきましては明確な年代は不詳となっておりますけれども、明治から昭和期の制作と考えられております。

特に、明治１６年の「井戸掘り絵馬」につきましては、井戸掘りの図柄を描かれた区内で唯一の絵馬だということで、上総掘りの技術を細かく描写しているというところで特徴がございます。

その他、「神功皇后と武内宿禰」など神話や物語を画材としました絵馬が２点、人びとの祈りの姿を表しました「拝み図」などの絵馬が２２点となっております。

扁額につきましては、明治16年から昭和26年までにかけて奉納された9点を登録させていただきます。

これら天祖神社の社号彫刻したものや西台の人々を中心に組織された伊勢講や大山講の、参詣記念として奉納された扁額が残っております。

西台を中心とした地域における人々の生活・習俗・文化などの様子についても窺い知るうえで重要な資料ということで登録をさせていただくものでございます。

3点目は、四葉稻荷神社木曾御嶽塚でございます。

こちらは、記念物（史跡）として登録をさせていただきます。

数につきましては、1基でございます。

木曾御嶽塚、麓から山頂にかけて、御嶽山に関わる石碑などが配された人造物でございます。庶民が木曾御嶽を登拝するために組織しました信仰団体でございます、木曾御嶽講中によってつくられたと考えられております。

四葉稻荷神社の御嶽塚につきましては、赤塚一山講によって築造された塚となっております。

この木曾御嶽塚は、四ツ葉村の鎮守である稻荷神社の境内の中にごございます。

当該地域と周辺地域における木曾御嶽登拝講の活動状況や地域の歴史、信仰、民族・風習などの実態について考察を行う上で貴重な史跡ということで登録をさせていただくものでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等ございましたら、ご発言ください。

(なし)

教 育 長 では、お諮りします。日程第四、議案第37号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 では、そのように決定します。

○専決処分

(1) 板橋区教育支援センターの利用承認について

(資料 教育支援センター)

教 育 長 続きまして、専決処分を聴取します。

専決処分(1)「板橋区教育支援センターの利用承認について」、教育支援センター所長から報告願います。

教育支援センター所長 それでは、資料をご覧ください。教育支援センターの利用承認について、東京

都板橋区教育委員会の権限委任に関する規則第3条第1項の規定により教育長が臨時に代理処理したことを下記のとおり報告いたします。

専決処分の件名は、板橋区教育支援センターの利用承認についてでございます。

専決処分内容については別紙のとおりでございます。

2ページ目をお開きください。

認定NPO法人きらめき未来塾理事長から板橋区教育支援センターの利用についての依頼がございました。6月21日でございます。

記書きの1番、利用日時ですが、8月7日、日曜日、午前9時～午後4時まで。

利用場所は、教育支援センターの研修室。

そして、利用目的は、「きらめき未来塾2016」の開催のためでございます。

3ページ目をご覧ください。

板橋区教育支援センター利用についての承認、不承認でございますが、認定NPO法人きらめき未来塾理事長宛に、東京都板橋区教育委員会から下記のとおり承認ということで通知しております。

承認条件につきましては、1番から5番までの条件でございます。きらめき未来塾で行う内容は、次のページにございます。4ページをお開きください。

この「きらめき未来塾2016」は、高校生のために行うもので、参加費が無料でございます。

期間は、8月4日木曜日から7日の3泊4日で、国立オリンピック記念青少年記念総合センターで宿泊し、また、研修も行っております。その中で、その他の会場として、板橋区グリーンホール、そして、板橋区教育支援センターも会場となっております。

具体的な内容につきましては、6ページ目をご覧ください。

字が小さくなりますが、8月4日の木曜日、1日目がグリーンホールで入塾式等、それから研修等が行われ、そして、5日、6日が代々木のオリンピック村レセプションホール、そして、4日目の日曜日、板橋区教育支援センターで講演が2つ、そして発表会・卒塾式が行われるということになっております。

板橋区教育委員会の後援名義も承認されているということで、この日のことについては専決処分ということで代理処理しておりますので、ご報告させていただきました。

以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

(なし)

○専決処分

- (2) 公有財産の引継について
- (3) 教育財産の取得について

(資料 地域教育力推進課)

教 育 長 それでは、専決処分（２）「公有財産の引継について」及び専決処分（３）
「教育財産の取得について」一括して地域教育力推進課長から報告願います。

地域教育力推進課長 それでは、公有財産の引継についてご説明いたします。資料をご覧ください。
１ ページめくっていただきまして、「地－１」と書いてある資料をご覧ください。

まず、公有財産の引継について２点ございます。

１ 点目につきましては、大原社会教育会館内の一角を志村第二小学校あいキッズ室として利用しておりましたが、志村第二小学校あいキッズにつきましては、志村第二小学校学校敷地内にあいキッズ棟が建設されたため、大原社会区域館内でご利用しておりました教育財産を平成２８年４月１日付で政策経営部長に公有財産として引き継ぐというものでございます。

裏面をめくっていただきまして、２点目、こちらは、志村第二小学校あいキッズ室でございます。

志村第二小学校あいキッズ室が建設されたため、当該財産を政策経営部長に引継ぐものでございます。事務処理の都合といたしまして、財産台帳の作成の必要があるため、行政財産として政策経営部長に一旦引継ぎ、次の教育財産の取得でご説明いたしますが、改めて教育財産として取得することになるというものでございます。

引き続きまして、資料の教育財産の取得についての方をご覧ください。

こちらも１枚ページをめくっていただきまして、地－２と書いてある資料をご覧ください。

こちらは、先ほどの教育財産の取得についてのご説明でございます。

先ほどの説明の続きとなりますが、志村第二小学校あいキッズ室につきまして学校敷地内に建設がされ、平成２８年４月１日からあいキッズ室として利用に供しているため、教育財産として取得したものでございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

(なし)

○報告事項

１．文教児童委員会運営次第について

(資料 次長)

教 育 長 続きまして、報告事項を聴取します。

報告（１）「文教児童委員会運営次第について」、次長から報告願います。

次 長 それでは、文教児童委員会の報告でございます。５月１９日の分でございます。

こちらにつきましては、教育委員会関係は、教育委員会の動きについてということで、3月28日の第6回教育委員会から4月28日の第8回教育委員会まで3回分の報告をいたしました。組体操の対応方針について、区ではどういうふうになっているのかというようなご質問がございました。

続きまして、3番目、魅力ある学校づくりプランの第一期学校グループの進捗状況について報告いたしました板橋第九小学校、向原中学校の統合についてでございます。

板橋第九小学校につきましては、協議会での議論の状況、また、方向性が出た後、災害時の避難場所としての機能がどうなるのか。さらには、今後、統合ということで方向が出たけども、通学区域についてはどのように調整していくのかというようなことをご質問がございました。

あと、板九小の跡地の利用につきましては、どのような方向性を持っているのかということでしたが、現在、政策経営部との連携を行っているので協議会や準備会で出てまいりました地域の声を集約して政策経営部に伝えていくというように答弁してございます。

また、大規模校の課題についても様々なご意見が出ておまして、今後どのような対策をとっていくのかというようなご意見が出てございました。

続きまして、4番目、板橋区立学校施設標準設計指針についてでございます。

こちらについても教育委員会で報告した内容でございます。今後の施設の長寿命化の方向性ですとか、ユニバーサルデザインの取組、あるいは環境への配慮などのことについて、ご質問が出てございます。

また、木材を使うことについては賛成けども、コストアップにつながらないのかというようなご意見も出ているところでございます。

また、中学校での教科センター方式の今後の方向性について、どういうふうを考えているのかということについてご質問等がございました。

続きまして、5番目、生涯学習センターの整備についてでございます。

こちらについても教育委員会で報告をした内容と同じ内容でございますが、子どもたちの成果を発表する場を設定してはどうかということ。あるいは、音楽の練習ということであれば、設備を一定用意してもどうなのかというようなご意見もいただいております。

また、若者による企画運営の検討会に期待しているということで、アイデアが出てくる事業が、どんなものがあるのかというようなことをご質問いただいております。

また、子育て団体の活動をするということも報告してございますが、どのようなスペースを、どのような場合に使うのかというようなことについて、ご質問が出てございました。

最後に、「スマートフォン・携帯電話を使うためのルール」の策定についてでございます。

こちらについては、ルールづくりについて、家庭で話し合うことが大切なので、家庭での教育のあり方、対応などで一律的なやり方ではなく、慎重に対応してほ

しいというようなご意見もいただいておりますが、基本的にルールを策定するというので、ぜひ全力で対応して欲しいというようなご意見が出てございました。

続きまして、第2回区議会定例会でございます。

こちらは資料がございますので、ご覧いただきたいと思います。

まず1番目、民進党の高沢一基議員でございます。

子どもの自殺対策についてということで、学校現場での子どもの自殺対策について、取組状況等についてご質問がございました。

特に、今年度は、「ゲートキーパー研修」ということを開設いたしまして、新たな取り組みを始めているというようなことについて、答弁してございます。

また、選挙権が18歳に引き下げられたことも踏まえまして、議会に関する教育の重要性と必要性について、あるいは区議会の見学、中学生議会の導入などについて提案がございました。

2ページ目でございますが、民進党の中妻じょうた議員。

こちらは、語学教育についてでございます。

口から言葉を発して話すことを中心とした語学教育が必要ではないかということと、また、ICTが十分に活用できるのではないかというようなご意見もいただいております。

答弁ですが、授業の中で話す機会を増やすことで、実践的な英語力を身に付けさせていくとともに、電子黒板等の機器を活用することで、ネイティブな発音に触れることができ、実践的なコミュニケーション能力の育成を図ることができると考えていると答弁をしております。

続きまして、3ページですが、自民党の間中りんぺい議員でございます。

教育施策についてということで、家庭環境の違いに対する考え方や、学校間における教育環境の差異についてご質問がございました。

4ページ目のところでございますが、学校外の学習機会のサポートについてということで、あいキッズにおける学習時間の設定や、中高生の勉強会の拡大もやってほしいというようなこと。

また、生涯学習センターでも取り組んではどうかというようなご提案をいただいております。答弁ですが、中学生や若者が参加する仕組みをつくって、若者のニーズに応じたプログラムを取り組んでいきたいと答弁してございます。

続いて、自民党の坂本あずまお議員でございますが、5ページ目、小中一貫教育に向けた取り組みについてということで、小中一貫教育について、考え方に変更があったのかというようなご質問でございます。

こちらについては、答弁のところにありますように、28年度4月に学校教育法の一部を改正する法律が施行されたことにより、小中一貫教育を行う新たな学校の種類が制度化されたということを受けまして、従来の「学びのエリア」でも取組をより一層発展させるとともに、学校の適正配置計画や施設整備計画と併せて、板橋区の現状を踏まえた小中一貫教育の推進について検討していくと答弁してございます。

具体的には、その下のところで、このことによって学校間に格差が生じないようにという質問がございましたので、平成28年度から「小中一貫教育推進委員会」を設置して、「英語」「国語、算数・数学」「キャリア教育」の3部会を設置して、全区内で一貫した指導計画を作成していきたいとお答えしてございます。

続いて8ページですが、公明党、松岡しげゆき議員でございます。

9ページのところで、新公会計制度の導入についてという関連でございまして、学校給食費の公会計化についてご質問がございました。これは、区役所を挙げて新公会計制度に移行するというところで今準備をしているところでございますが、それに関連してのご質問でございます。学校給食の公会計化についての区の考え方ということでございます。

答弁ですが、学校給食費の公会計化には、教職員の負担軽減のほか、法律関係が明確になるなどのメリットがある。一方で、給食公会計システムの導入、維持コストなど新たな財政負担が生じる。

また、一部の自治体では、公会計に移行した後、給食費の収納率が低下しているなどの課題もある。

既に実施している自治体や今後実施する世田谷区の状況を十分に調査、研究していくとお答えをしております。

続きまして、10ページ目でございます。

公明党、はぎわら洋一議員。

こちらは小中学校にも看護師の配置をとということでございます。

こちらは、4月1日から障害者差別解消法が施行されたことに伴っての対応ということでございます。医療的なケアが必要な児童・生徒については、(2)のところで実績を述べておりますが、平成22年度から24年度にかけて、1件、看護師の配置を行った実績がありますが、人材の確保が非常に難しかったというようなことがございます。

今後、区においては、医療的なケアが必要な児童・生徒への看護師配置の対応については、今後示される都の方針を踏まえて検討していくとお答えをしております。

続きまして、11ページ、共産党のいわい桐子議員でございます。

就学援助の関係で何点かご質問ございまして、部活動費の援助についてのご質問でございます。

こちらについては、国の算定の費目に入っているというようなことで、何回かご要望いただいているところでございますが、本区においては、部活動は実施していないところでございます。

答弁ですが、部活動を就学援助費目に加えることについては、今後、部活動における保護者負担の実態を踏まえつつ検討していくと答弁してございます。

続きまして、共産党のかなざき文子議員でございます。こちらについては、学校施設の開放条例、13ページです。

学校施設の開放条例の改善についてということでご質問がございましたが、負

担軽減ができないのかというご質問でございます。

利用者の方に一定の受益者負担をお願いするという観点から、今年度から学校施設の有料化を行ったということで、利用者には、応分に負担についてご理解をいただきたいということで、PRに努めていきたいということでご答弁してございます。

次の、市民の南雲由子議員でございます。

こちら、18歳選挙権に伴ってシチズンシップ教育が必要なのではないかとご質問ございました。

答弁の方ですが、政治に対する関心を高め、政治の仕組みや民主主義に関する理解を深めさせ、将来、主権者として積極的に政治に参加する国民としての意欲、態度を育てているということですが、今後も国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育てる教育を推進していくとお答えしてございます。

市民の五十嵐議員でございますが、あいキッズの全校実施の評価と課題についてというご質問ございまして、14ページのところでございます。

答弁ですが、全児童を対象としたあいキッズの実施により、いわゆる学童保育の待機児童は解消されている。

また、従来の学童登録と一般登録の区分がなくなり、さんさんタイムでは参加児童と一緒に遊び交流を深める機会が増えたと考えて、小学校52校のあいキッズを18の委託事業者が運営している現状ですが、あいキッズ職員の更なる質向上と事業所間の事業内容やスキルの平準化が今後の課題であるとお答えしてございます。

最後ですが、無所属の井上温子議員でございます。

15ページのところで、子ども食堂の対応についてのご質問でございます。

答弁ですが、いわゆる「子ども食堂」は、貧困への対策、大勢で温かい食事をとれる場の提供、相談の場づくり等を目的として、地域における共助という視点で、NPOや地域住民の方が自主的に、自分たちでできることを実施していただいている事業である。

現在、区では、政策経営部、健康いきが部、福祉部、子ども家庭部、教育委員会事務局が連携して、子どもの貧困に関する検討を進めているので、本件もその中で考えていきたいと答弁をしております。

続きまして、6月10日の文教児童委員会でございます。

こちらの教育委員会の動きにつきましては、次の9回の教育委員会1回分の報告でございました。

議題がたくさんあったのですが、小中学校の学級編制状況及び幼稚園の園児数についてご説明をいたしました。各地区での学校ごとの児童生徒数のばらつきの対応、認識あるいは正規職員が配置できずに非常勤講師で対応したというような事例を聞いているけれどもどうだろうかということ。それから、小学校1、2年でと中学校1、2年生で35人の学級編制が可能なはずだけでも、学校によっては35人を超えた学校も見られるので、その考え方について伺うというようなご

質問や、将来の児童・生徒数の予測について今後の見込みについてご質問がございました。

また、大規模校での課題や先ほどと重なりますが、4月当初で担任が欠員となった学校はどのぐらいあるのかというようなご質問も出てございます。

続きまして、あいキッズの利用状況でございます。

こちらについては、あいキッズの参加者が日によって異なるが、一人当たりの標準面積はどの程度満足しているのかというようなことや、予定よりも子どもが多く来た場合の人員配置はどのように対応しているのかというようなことについてご質問がありました。

また、従来から課題になっております高学年の利用率向上についてもご質問がございました。

所管の事務概要については、教育予算の変動についてご質問が出ているところでございます。

続きまして、議題に移りまして、第48号、東京都板橋区幼稚園等の保育料の額を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

こちらについては、教育委員会でも、もう既にご報告をさせていただいている負担軽減の部分のものでございますが、こちらについては、全会派異議なく、全会一致で可決されております。

議案第51号、東京都板橋区立社会教育会館の条例の一部を改正する条例につきましては、今後の利用状況等についてご質問がございました。

先ほどの報告と重なるところもございしますが、こちらについても結論として全会一致で原案のとおり可決ということでございます。

続きまして、陳情でございます。

第83号、学校給食の献立の改善を求める陳情でございます。こちらも産地の指定ですとか色々なものを提案しているものでございますが、こちらについては賛成者なしということで不採択になってございます。

同じく、陳情第84号、義務教育課程における平和教育に係る課題図書に関する陳情ということで、特定の図書を学校に課題図書として設置をしたらどうかというような陳情でございましたが、こちらについても当初継続を主張する委員の方もいらっしゃいましたが、最終的に継続が否決されましたので、全会一致で不採択ということとなっております。

続いて、陳情第85号、消滅の危機に瀕する言語の保全及び継承を求めることに関する陳情につきましては、こちらはアイヌの言語について継承していくということについて陳情がございました。

一番最初に継続の方もいらっしゃいましたが、賛成少数で否決された後、再度、採択について諮ったところ、採択との意見と不採択との意見とがございましたが、賛成少数で不採択となってございます。

雑駁でございますが、報告は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等ございましたらご発言ください。

高野委員。

高野委員 2番目の平成28年第2回区議会定例会の一般質問についてですけれども、2点ほど。まず、2ページ目の中妻じょうた議員のところ、「ICTを活かした語学教育の推進」というところがあるのですが、私も常盤台小学校で学校地域支援本部の方が英語の授業を、電子黒板を使って行っているのを拝見したのですけれども、地域の方が、ICTを活かした授業を行っていて、とてもよかったなと思いました。

中学校の方でも最近、電子黒板が入ったということで、先生方からデジタル教科書の導入について色々ご希望を伺っているのですけれども、それぞれ学校の予算で準備されているところもありますので、今後どうなっていくのかなというのが1つ質問です。

それからもう一点は、3ページの間中りんぺい議員の「研究校の取組の普及方法」というところで、こちらにも書かれてあるとおりですけれども、私は、昨年度、研究指定校10校の発表を2月に教育支援センターでまとめて行った実践発表会の方に参加させていただいたのですけれども、1つの会場で10校の学校の発表を聞くことができ大変充実した時間だったなと思いました。

このときは会場や時間の制約があつて、研究指定校の先生方のご参加だったと思うのですけれども、またご検討いただいて、より多くの先生方に参加していただけるようにしていただけるといいのかなと思いました。

それと、今年度になってから、各学校での校内研究の予定表を私たちもいただくようになったのですけれども、予定表をいただくと1学期間の予定が分かるので私たちも参加しやすくなりましたし、また、学校に行ってみると、ほかの学校からの先生も参加していらっしゃる例が何件かありましたので、大変いい取り組みだと思っております。

教 育 長 ありがとうございます。

では、デジタル教科書について、教育支援センター所長。

教育支援センター所長 電子黒板につきましては、小学校は昨年11月から本運用、そして、中学校は今年度10月から本運用ということになります。ただ、設置は7月から始まるということもありまして、中学校は9月ぐらいからもう使い始めるのではないかなと思っているところです。

デジタル教科書につきましては、算数・数学ということで小学校と中学校の方に導入する予定でおります。

これについては、算数・数学につきまして下学年の内容が理解できないと次の学年の内容が理解できないということがありまして、算数・数学の導入を決めたところでございます。

英語につきましては、現在は、発音等の音声はCDで聞き、そして絵柄のカードというものは見て、授業が行われております。それが一緒になったのがデジタル

教科書であり、効率的に使えると考えておりますので、要望はしていく予定です。

ただ、デジタル教科書を導入したときのインストール等に予算がかかるということもありまして、要望は続けていきたいと思っております。

研究指定校につきましてですが、昨年度から研究指定校を10校指定し、その発表会は教育支援センターで行いました。

この研究指定校というのは、区の教育課題に取り組んでいる学校ですので、その学校の研究成果につきましては冊子にまとめて、全教員に1冊ずつお配りいたしました。これは、引き続き行っていきたいと思っております。

以上です。

教 育 長 よろしいですか。
そのほかいかがでしょうか。
松澤委員。

松 澤 委 員 私も1点、区議会の答弁のところのNo. 5というところになるのですがけれども、7ページの途中で、「塾に通えない子どもたちへの方策」というところがありまして、その中で、「地域の皆さまのご協力をいただきながら、無料で参加できる学習支援事業」というのが書いてあるのですがけれども、こういった中高生勉強会ですとか、区立中学校の子たちができるような活動というのは、どのぐらい地域で行われているのかということをお聞きしたいのですがけれども。

教 育 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 小中学校の塾に行けない子たちのサポートということで。

松 澤 委 員 これ自体が、地域の方がボランティアで教えていただくという認識でいいのでしょうか。

生涯学習課長 大原と成増の中高生勉強会ということでよろしければ、今現在、教育科学館の指定管理者を新たに新年度から募集する選定を行っているところです。

そこの中で仕様書の中にうたいまして、中高生勉強会を教育科学館でも実施するよという業務を課すということで、現在、拠点の拡大を図っております。

教育科学館につきましては、科学教育などに特化することなく、広く学習の場として、そういった学習支援を行えるよというよいう条件を求めまして、今、事業者からの提案を待っているという状況になってございます。

地域教育力推進課長 あいキッズや放課後の時間になりますけれども、地域のボランティアの方で、教員だった方で退職された方が、あいキッズのサポーター事業ということで1週間に1回ぐらいですけれども、そういった方に来ていただいて、子どもの宿題の解らないところを教えてあげると、そういった感じで入っているということでご

ざいます。

それからいきいき寺子屋プランの方で、英検の学習ですとかということで活動しているような地域の方もいらっしゃいます。

松澤委員 こちらの質問が、「塾に通えない子どもたちへの方策」ということだったので、学習のそういったサポートをするのか、それとも、浅賀課長が言っていたように、専門的な、そういった技術のお勉強をされるのかというところで、塾に通えない子どものサポートだったので、普通の一般的な、解らないところを修正して直していただける事業をやられているのかなと思いましたので。

そういうことは、あいキッズや寺子屋事業でやられているという認識でよろしいのでしょうか。

放課後に、あいキッズのときに、そういったボランティアの方を呼んでやられている学校もありますか。

地域教育力推進課長 あいキッズの中で、そういう方を呼んでやっている。まだ、数は少ないのですが、けれども何校かはございます。

あと、いきいき寺子屋プランも、英検のやるためのお手伝いをしているとか、ある程度課題を決めた形でやってるのかなという認識です。

松澤委員 土曜の時間ということですね。その辺というのは、数はどれぐらいにやられているのでしょうか。

地域教育力推進課長 寺子屋については数を出しているのですがけれども、今、手元に、申し訳ありませんが資料がないので、次回にお出しします。

松澤委員 あいキッズの方では、結構たくさん学校の学校でやられているのでしょうか。

地域教育力推進課長 学習支援は、まだ9校ぐらいだったと思います。

松澤委員 9校ぐらい。分かりました。

生涯学習課長 あと、中高生勉強会の進め方でございますけれども、子どもたちが自ら、学校で学んでいて、ここが少し弱いとか、あるいはこの部分をさらに深めたいなという課題を自分たちから申し出て、そこについてボランティアとかスタッフがサポートして学びを深めていくというような手だてをとっておりますので、学習塾などのようにカリキュラムを組んで、今日はこの単元を勉強しましょうという形ではございません。

その子たちが求めている学びを支援するというのが中高生勉強会の運営方法になってございます。

松澤委員 それが、今おっしゃった大原と成増ともう1カ所。

生涯学習課長 今現在、教育科学館の方に求めている勉強会の運営方法でございます。

松澤委員 分かりました。

教育長 よろしいですか。そのほかいかがでしょうか。

(なし)

○報告事項

4. 人事情報（都費職員・平成28年6月分）（区職員・平成28年6月分）

（指-1・総-1・指導室・教育総務課）

教育長 では、報告（4）「人事情報」について、初めに、都費職員について指導室長から、続いて、区費職員について教育総務課長から、報告願います。

指導室長 それでは、都費職員についてでございます。

資料「指-1」になります。指導室が所管する都費職員等の人事について、報告させていただきます。

まず、1番の正規職員についてです。

6月末の教職員数は括弧の休職者なども含めて総勢1,824人です。5月末からの人数に変更はありません。

休職者等は、全体として93名で、先月に比べ5名増えております。

内訳といたしましては、増えた要因として6名、減った要因として1名あります。

増えた要因6名は、病気休職に入った者が1名、育児休業に入った者が5名です。

減った要因の1名は、6月1日付で復職した者でございます。

次に、2番の期限付任用教員についてです。

期限付任用教員の数は、5月末時点の24名から人数に変更はありません。

以上でございます。

教育総務課長 続きます、私の方から区費職員について説明を申し上げます。

まず、一般職員、再任用職員、再雇用職員でございます。

前月184人に対しまして、今月末183人で、1名減でございます。

要因は、用務員の再任用職員の退職でございます。

なお、こちらにつきましては、既に課付職員を配置しております。欠員の対応をさせていただきます。

続きます、裏面でございます。

非常勤職員の状況でございます。

前月794人に対しまして、当月795人です。1名増員でございます。

その理由は、学習指導講師が1名減員となりまして、一方で、特別支援教育巡回指導講師が2名増員でございます。以上の理由で1名増員でございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたらご発言ください。

私の方から、スクールソーシャルワーカー4名ということですがけれども、現状として、スクールソーシャルワーカーの勤務内容、様態等を簡単にお話いただけますか。

教育支援センター所長 スクールソーシャルワーカーですが、4月1日からは4名体制で対応しております。学校からの要請も大変多く、かなりの数を対応しているところでございます。

子どものお話を聞くということよりも、どちらかというと保護者の困り度に応じて、了解を得て一緒に病院に行くとか、それから、そういった関係施設に同行してお話を一緒に聞くとか、そういったこともやっているところです。

また、学校に行くときに、なかなか入りづらい場合には、学校相談アドバイザーがSSWのスーパーバイザーとしての役割を兼務しておりまして、一緒に対応しております。より問題が早期に解決するように様々な対応をしているところでございます。

教 育 長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

5. 義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の交付、施行について

(指-2・指導室)

教 育 長 では、報告5「義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の交付、施行について」、指導室長から報告願います。

指 導 室 長 資料は、「指-2」です。

今年も、6月24日付けで、東京都教育委員会から「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布、施行について(通知)」が届きましたので、ご報告いたします。

2ページ目をご覧ください。

省令改正の概要でございますけれども、教科用図書の採択に関して、教科書発行者その他の教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者の不公正な行為があ

ったと認められる場合に、改めて採択をすることができるというような内容になってございます。

下の2番の主な留意事項の(2)の不正な行為についてでございます。

採択関係者に対して、教科書採択の勧誘を目的として又はその目的であるとの疑念を生じさせる形で金銭その他の利益の供与を行う行為などということで記載されております。

次に、3ページ目をご覧ください。

(3)採択替えに当たっての適正な手続ということで、その一番下になります。

今回これが適用されますのは「採択替えを行うことができるのは」ということで、省令改正の施行後に行われた教科書採択に関し、不正な行為があったと認められる場合であることということでございますので、来年度以降、教科書採択を行う際に、もしこのような不正なことがあった場合には改めて採択をし直すことができるということになります。

以上でございます。

教 育 長 質疑、ご意見等ございましたらご発言ください。
松澤委員。

松 澤 委 員 1点だけ。
こちらの「採択替えに当たって」のところですが、その不正が発覚した日時が何年か後の場合というのは、どういった対応になるのでしょうか。

指 導 室 長 この資料で行きますと、3ページ目の上から2行目になります。
採択替えを行うことができるのは、不正な行為があった事実が判明した後の直近の教科書採択においてであるということが基準になりますので、例えば今後、今年度中に何か新たに事実が発生したとしても、これは適用できないですけども、今後予定されるものとしては、例えば、まだ予定ですけども、来年、平成29年の夏に道徳科の教科書採択があるかもしれません。
そういった場合に、その採択に当たって不正な行為が判明した後、その直近の教科書採択においてこれが適用されるということになってきます。
ですから、来年以降、その教科書採択が行われた後の話になってくるということになります。

松 澤 委 員 例えばですけども、道徳の採択をされたときに、そういった何か問題が生じた場合、その道徳の採択で決定したものを差しかえるということによろしいのでしょうか。
それとも、その回は採択替えができずに、次の回の道徳の教科書からかえるということになるのでしょうか。

指 導 室 長 一旦採択したものについて、実は不正なことがあったとなった場合には、通

常は4年ごとに採択をしていますけれども、4年を待たずに、もう一度やり直すことができるということになります。

松澤委員 それが決まったときにも、すぐ採択替えをするということの認識でよろしいですか。

そういった不正が見つかったということがあった場合、そのときに採択替えをして新しい教科書に、そのときからかえるのでしょうか。

指導室長 このことについては直ちにかえなければいけないということではなくて、採択替えができるという規定になっています。

ですから、子どもたちへの影響も考えながら新しい教科書に切りかえるのであれば、切りかえるタイミングを図っていくことになろうかと思えます。

松澤委員 分かりました。ありがとうございました。

教育長 はい。よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

6. 平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の結果概要について

(指-3・指導室)

教育長 では、報告の6「平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の結果概要について」、指導室長からご報告願います。

指導室長 資料は、「指-3」になります。

例年、文部科学省が行っています、児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の結果ということでございます。

平成27年度の状況について、板橋区教育委員会から東京都を通じて文部科学省に報告した内容について報告させていただきます。

この平成27年度の状況については、文部科学省が公表するのは例年ですと9月以降になりますので、今回お示しする資料につきましては、平成27年度の数字は本区の数字のみということになります。

この調査の内容ですけれども、暴力行為、いじめ、そして不登校の状況ということになります。

初めに、暴力行為についてです。

平成27年度の状況ですが、発生件数、小学校31件、中学校129件です。括弧の数字は1校当たりということで、平均的にということで計算しますとこういった数になります。

暴力行為につきましては、下のグラフをご覧ください。1校当たりで見ますと、平成26年度の0.22から比べて、平成27年度は0.6。

中学校につきましても平成26年度の4.74から平成27年度の5.61ということで増加傾向にあるということが分かります。

次に、いじめの状況についてでございます。

認知件数につきましては、小学校は平成27年度で285件、中学校は132件、合計417件ということになります。

解消率で見ますと、小学校は平成27年度が79.3%、中学校が91.7%ということになります。

いじめの解消率について、下のグラフをご覧ください。

解消率につきましては、小学校は平成26年度が91.1%でありましたけれども、27年度は79.3%ということで、解消率が減少しているという状況にあります。

中学校につきましても若干減少しておりますけれども、平成26年度は92.6%から、平成27年度は91.7%ということで9割以上は解消しているというように判断されております。

次に、不登校の状況についてです。

平成27年度の状況は、小学校は120名、中学校が350名、あわせて470名の子どもたちが不登校であるということになっております。

不登校の出現率についてですけれども、下のグラフをご覧いただければと思います。

平成26年度の小学校は0.42であったものが、27年度は0.55と、増加しております。

その下の中学校につきましても、平成26年度の出現率が3.29であったものが、3.76と増加傾向にあります。

不登校の解消率をご覧ください。

こちらにつきましては、平成26年度28.3%だったものが小学校ですが33.3%と解消率は改善傾向が出ています。中学校につきましても平成26年度18.1%であったものが平成27年度30.2%と解消率は増加傾向にあるということでございます。

それぞれ課題が大きいところでありますけれども、例えば不登校につきましても、校長会の方にも改めて各学校の分析をするとともに、それぞれ学校で上手くいった事例についても情報共有をして、区全体でこの不登校の問題については解決を図っていくということを現在進めているところでございます。

以上でございます。

教 育 長 質疑、ご意見等がございましたらご発言ください。よろしいでしょうか。

今、室長の話にありましたように、各学校とも、いじめの解消。特に、小学校のいじめの解消率は下がっているというあたりで、この後、残っている部分の解消に向けて、ぜひ追跡というか、各学校の対応をよろしくお願いしたいと思って

います。

また、不登校についても解消率が高まってきているというところですので、さらに一層努力するようということをお願いしておきたいと思います。

よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

7. 郷土資料館収蔵品展「刷り物－日本の名所と風景－」について

(生－1・生涯学習課)

教 育 長 では、報告7「郷土資料館収蔵品展『刷り物－日本の名所と風景－』について」生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 それでは、資料「生－1」をご覧ください。郷土資料館の収蔵品展でございます。これは、開館以来、郷土資料館で保存しておりました約1,000点を超える刷り物、または巻数というもの。巻数というのは巻物でございますけども、そういったものの展示を行うものでございます。

展示期間につきましては、7月16日、土曜日から9月11日、日曜日までの52日間を予定してございます。

開館時間につきましては、午前9時30分から午後5時までということで、郷土資料館の2階の企画展展示室で行ってございます。

本日、机上の方にパンフレットも配付させていただきました。様々な魅力のある刷り物が展示されておりますので、もし、お時間があればご来場いただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

教 育 長 よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

8. 教育科学館夏休みイベント「うごく！ほえる！LIVE！恐竜展」について

(生－2・生涯学習課)

教 育 長 それでは、報告8「教育科学館夏休みイベント『うごく！ほえる！LIVE！恐竜展』について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 資料「生－2」をご覧ください。教育科学館の夏休みイベントでございます。

これは以前、松澤委員からもご要望もありました期待の恐竜展ということでございます。

本日、教育科学館ニュースをお手元の方に配付させていただいております。こちらは、7月30日、土曜日から8月31日、水曜日までの期間におきまして実施するものでございます。

開館時間につきましては、午前9時から午後5時までということで、こちらの恐竜展の観覧料につきましては無料となっております。こちらの、今日配付させていただきました教育科学館ニュースを開いていただきますと、中面の右側のところに謎解きイベントという、そういったゲーム性のあるものが用意されております。こちらは参加料がかかってしまいますけれども、4つのクイズによって館内に隠された卵を探す。見つけると恐竜のストラップがもらえるというようなイベントもあわせて行われております。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたらご発言ください。
松澤委員。

松 澤 委 員 色々ご質問させていただいて、大分勉強させていただいたのですが、恐竜展を、今回もぜひ見に行かせていただきます。何かありましたら、またご報告させていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

生涯学習課長 ありがとうございます。

教 育 長 よろしいでしょうか。

(はい)

○専決処分

9. 平成28年度板橋区青少年問題協議会活動内容について

(地－1・地域教育力推進課)

教 育 長 それでは、報告9「平成28年度板橋区青少年問題協議会活動内容について」、これは地域教育力推進課長からお願いします。

地域教育力推進課長 資料が、「地－1」をご覧ください。

平成28年度板橋区青少年問題協議会活動内容について、第1回の全体会が開催されて、本年度の協議内容が決定をいたしましたのでご報告いたします。

28年度の協議内容といたしまして、1点目は、昨年度に策定いたしました青少年健全育成方針の活用についてということで、健全育成方針の周知や、各団体での活動にどのように反映させていくか等についてご協議をいただく予定でございます。

2点目といたしましては、子ども・若者計画についてということで、策定を予定しております子ども・若者計画でございますが、これについて協議会の皆様か

らご意見をいただければと考えております。

委員・幹事につきましては、裏面の名簿のとおりでございます。教育委員会からは松澤委員にご出席いただいております。よろしくお願いたします。

また、協議スケジュールにつきましては、この後、3回の小委員会と全体会2回を予定しております。

簡単ですが、説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、ご意見等がございましたらご発言ください。
松澤委員、お願いします。

松 澤 委 員 こちらの協議会に出させていただきます、1年間、昨年はリーフレットづくりをやらせていただいて、今年度は様々な問題について、どういった行いをしていくかということ、たくさんの委員の方々、色々な方面から来ていただきまして、現場の方が非常に多いので、現場の声で本当に今、問題となっています貧困の問題であったり、暴力とか虐待の問題であったり、そういった声をこの間も聞いたので、また1年、真摯にそういった現場の声をたくさん聞かせていただきまして、1年間そういった活動を通して何か結果を出せればと思います。よろしくお願いたします。

地域教育力推進課長 では、今年度の小委員会につきましては小さなグループに分けていただいて、活発に意見交換ができるように考えておりますのでよろしくお願いいたします。

松 澤 委 員 よろしくお願いたします。

教 育 長 高野委員。

高 野 委 員 質問ですけれども、こちらの28年度の協議内容について、2番で「子ども・若者計画について」というのがあるのですけれども、このメンバーのところ、公募委員の18歳から30歳のところが斜線になっているのですが、子ども・若者計画について話し合うのにこの年代の方が入っていくといいなと、この名簿を拝見させていただいたのですが。

地域教育力推進課長 前回までご参加いただいていた方が区外に転出ということで、一部空席になっておりまして、募集をかけたのですけれども、申し込みがなくて、あとジュニアリーダーのOBにもお声はかけているのですけれども、なかなかこの年代の方はお仕事忙しいということで、出席をいただけるというお返事をいただける方がいません。今、またジュニアリーダーのOBに参加できる方がいないかというようなことで募集は続けておりますので、もし参加いただける方ができましたら、また協議会の中でご紹介して、ぜひ参加いただきたいと考えています。

高野委員 ぜひ、当事者の方々のご意見が反映されるように、よろしくお願いいたします。

教育長 私の方からは、特に、子ども・若者計画については、板橋区として区長部局も含めて、かなり色々な施策をとっています。

その施策を広げるということも大事かもしれないのですが、それぞれの施策を深めていくというような発想もあってしかるべきかなと思いますので、ぜひその辺、整理をきちんとされて進めていただければと思います。

よろしくお願いいたします。

○専決処分

9. 「第24回ボローニャ・ブックフェア in いたばし」及び「第22回いたばし国際絵本翻訳大賞表彰式」の開催について

(図-1 中央図書館)

教育長 続きまして、報告9「『第24回ボローニャ・ブックフェア in いたばし』及び『第22回いたばし国際絵本翻訳大賞表彰式』の開催について」、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 資料は「図-1」でございます。

「ボローニャ・ブックフェア in いたばし」及び「いたばし国際絵本翻訳大賞表彰式」の今年度の開催についてご案内をいたします。

今年の春開催されたイタリアの「ボローニャ児童図書展」から37カ国208冊の絵本がこのほどボローニャ子ども絵本館に6月の末に届けられました。

この中からお勧めの絵本を選んで紹介する展覧会を今年度も実施いたします。

また、開会初日のオープニングセレモニーでは、昨年度、募集をいたしました翻訳大賞の受賞者を表彰する第22回いたばし国際絵本翻訳大賞の成人の部の表彰式もあわせて実施いたします。

開催は、昨年度より1週間ほど早めまして8月6日から23日までの9日間。また、2日間開催期間を多く実施いたします。

初日は、10時開場でございます。翌日からは午前9時～午後7時までとなっております。

会場は、成増アートギャラリーでございます。

本年度は、特別展示といたしまして、「世界の子どもたちの暮らし」と題しまして、絵本を通じて世界の子どもたちの生活や文化などをご紹介させていただきます。

区立美術館でも同じ時期にボローニャ絵本原画展を開催しておりますし、夏休み期間中でございますので、できるだけ多くの方々にご来場いただき、世界の絵本を楽しみ、国際理解を深めさせていただきたいと思っております。

なお、教育委員の皆様には既にご案内状を送付しておりますけれども、8月6日、ご都合がよろしければ、ぜひオープニングセレモニーご臨席賜りたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

あわせて、本日、机上にチラシの方を配付させていただいておりますので、後

ほどご覧いただければと思います。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教 育 長 質疑、ご意見等がございましたらご発言ください。よろしいでしょうか。
大変素敵な絵本がたくさん並ぶようですので、ご来場いただければと思います。
では、次に、教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はありませんか。
指導室長。

指 導 室 長 指導室から、区立学校における不適切な指導等についてということで、口頭で
ご報告させていただきます。

区立小学校の教諭が、平成27年度及び平成28年度に担任している児童に対
し、平成27年度から平成28年6月22日までの間、不適切な指導及びセクシ
ュアルハラスメントの疑いを招く行動を行いました。

不適切な指導といたしましては、授業中に飲食を行う、携帯電話を操作するな
どの行動がありました。

また、セクシュアルハラスメントの疑いを招く、児童を膝の上に乗せる、抱き
つくなどの行動がありました。

教育委員会、そして校長として、この当該教員を学級担任として続けることは
できないと判断しております。

当該教員が体調不良を理由に休んでいるということもあります。現在、副校長
が7月4日から担任ということで学校は対応しているところです。

なお、保護者に対しましては、全校保護者会、また学年への保護者会を行い、
説明を行いました。児童にも校長から説明いたしました。

以上でございます。

教 育 長 これは、もうプレス発表しているということで、新聞にも出ているというこ
とですね。

指 導 室 長 はい。報道発表した内容でございます。

教 育 長 いかがでしょうか。

(なし)

教 育 長 そのほかございますでしょうか。

(なし)

教 育 長 それでは、以上をもちまして本日の教育委員会を終了いたします。ありがとう
ございました。

午前 11時 18分 閉会